法務

リーガル3分間ゼミ

Q 辞職願が受理されない

30代の会社員。会社を辞めたくても辞められない。社長に辞職を切り出しても、現在の業務に支障を来すので損害賠償を請求するといわれた。過去に自分が原因で失敗した仕事の損害金を会社に払い続けており、まだ残金がある。どうすればいいのだろうか。

×　×　×

企業の業績不振でリストラに関する相談が増える一方、会社を辞めたくても辞められないという相談も増えている。NPO法人の労働相談センター（東京・蒲田）に寄せられる相談でも、このような内容が常に上位を占めるという。

背景にあるのが業績不振に陥った企業が人件費抑制のために従業員を減らした結果、残った従業員に負担が集中するという構造だ。低い賃金でも働く従業員に辞められると会社が立ちゆかなくなるため、過去の失敗をとがめたり、損害賠償の請求などを持ち出したりして、つなぎ留めている。

A 賠償請求の脅し 根拠ない

「辞職すれば損害賠償を請求する」という会社側の話は脅しにすぎない

正社員の場合、どんな状況でも労働契約の解約が可能で、申し入れから2週間で契約が終了する。短期間の契約社員については「やむを得ない事由」があった場合だ。1年を超す契約の場合では、1年が経過すれば事由がなくても辞職できる。

なぜ会社を辞めたくても辞められないのか。労働問題に詳しい河村健夫弁護士は「労働者に辞職に関するルールが知られていない」と指摘する。会社側の承認がないと辞職できないと思い込んでいる従業員が多い。さらに高圧的な態度で接してくる社長や上司に歯向かえず、サービス残業などの悪条件の下で働き続ける事例が横行している。

辞職すれば損害賠償を請求するという会社側の話は「脅しにすぎない」と河村弁護士は言う。損害賠償を請求するには、特定の従業員の辞職と損害の因果関係について、会社側が立証する必要がある。だが、従業員の間では会社側の勝訴は困難だということは知られておらず、従業員の無知につけ込んでいるようだ。

従業員が過去に失敗した仕事の損害金を支払うことに関しても同様だ。通常の仕事で起こりうるミスによる損害については、従業員に賠償責任は生じない。故意の過失でもない限り、実際は支払う必要がない例がほとんどだ。提訴すれば、返金されることもある。

会社を辞めるには専門家に相談するのがよい。労働基準監督署や労働局が相談コーナーを設けている。一部の労働組合では、専門の弁護士を紹介するところもある。

企業を取り巻く環境が変化し、その影響は従業員の雇用軽視という格好でしわ寄せが来ている。雇用環境は厳しい状況が続くが、労働者も身を守るすべとして労働に関する知識や権利意識を持つ必要がある。

（倉本吾郎）